

2022年度 第12回豊岡市教育委員会の会議（定例会）会議録

○ 開会及び閉会の日時及び場所

2023年3月24日（金）

場 所 豊岡市役所本庁舎2階 大会議議室

所 在 地 豊岡市中央町2番4号

開会時間 午後3時00分

閉会時間 午後5時10分

○ 出席委員の氏名

教育長	嶋 公治
委員（教育長職務代理者）	佐伯 和亜
委員	向井 美紀
委員	飯田 正巳
委員	成田 壽郎

欠席委員 なし

○ 教育長、委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

事務局	教育次長	正木 一郎
	教育総務課長	永井 義久
	こども教育課長	和田 晃典
	こども教育課参事（こども支援センター所長）	恵後原 博美
	こども育成課長	吉本 努
	教育総務課学校再編推進室長	野崎 律男
	教育総務課課長補佐	植田 真美
	教育総務課教育総務係長	藤田 祐

事務局以外	文化・スポーツ振興課長	原田 泰三
	文化・スポーツ振興課参事	大岸 勝也

○ 日程

第1 会議録署名委員の指名

佐伯 和亜 委員

第2 前回の会議録の承認

2023年2月13日（月）開催 第11回定例会

2023年2月22日（火）開催 臨時会

2023年3月7日（火）開催 臨時会

第3 教育長の報告

第4 議事

- 議案第42号 豊岡市教育委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則制定について
- 議案第43号 豊岡市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令制定について
- 議案第44号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令制定について
- 議案第45号 豊岡市視聴覚ライブラリーの利用に関する要綱制定について
- 議案第46号 豊岡市立図書館利用者カード取扱要綱制定について
- 議案第47号 豊岡市立図書館資料の弁償に関する取扱要綱制定について
- 議案第48号 豊岡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱を廃止する要綱制定について
- 議案第49号 豊岡市養育支援訪問事業実施要綱を廃止する要綱制定について
- 議案第50号 豊岡市竹野地域小中一貫校開設準備委員会設置要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第51号 第4次とよおか教育プラン2023年度実践計画の策定について
- 議案第52号 教育財産の用途廃止について（静修小学校）
- 議案第53号 教育財産の用途廃止について（高橋小学校）
- 議案第54号 教育財産の用途廃止について（高橋認定こども園）
- 議案第55号 教育財産の用途廃止について（豊岡ひかり幼稚園）
- 議案第56号 教育財産の用途廃止について（中筋幼稚園）
- 議案第57号 教育財産の用途廃止について（三方幼稚園）
- 議案第58号 教育財産の用途廃止について（府中幼稚園）
- 議案第59号 教育財産の用途廃止について（森本へき地保育園）
- 議案第60号 八代小学校への小規模特認校導入について
- 報告第39号 令和5年3月市議会答弁概要について
- 報告第40号 寄附物件の受納について
- 報告第41号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱制定について

第5 協議事項

- 1 第2期豊岡市スポーツ推進計画（案）にかかる意見聴取について
- 2 第2期豊岡市文化芸術振興計画（案）にかかる意見聴取について

第6 教育委員会事務局の報告

- 1 こども教育課
 - (1) 生徒指導について
 - (2) 令和5年度入学式（入園式）の出席者について
 - (3) 豊岡市こども支援センター活動状況報告について

第7 委員活動報告

第8 教育委員会活動予定

- 1 次回教育委員会会議の日程について
- 2 今後の活動・行事予定

開会 午後3時00分

(教育長)

ただ今から、2022年度第12回教育委員会会議を開会します。本日はすべての委員が出席していますので、会議が成立していることを報告いたします。

【日程 第1 会議録署名委員の指名】

(教育長)

日程第1 会議録署名委員の指名です。本日は佐伯委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【日程 第2 前回の会議録の承認】

(教育長)

続きまして、日程第2 前回の会議録の承認についてです。2月13日に開催しました第11回教育委員会会議、2月22日及び3月7日に開催しました臨時会の会議録について、委員の皆さんの承認を求めるものです。誤った点・修正などございませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

「なし」という声がありますので、会議録については承認することに決定いたします。

【日程 第3 教育長の報告】

(教育長)

日程第3 教育長の報告です。前回2月13日の教育委員会会議から、本日の会議までの私の主要な教育活動の概要について報告いたします。本日配付した資料をご覧ください。

《教育長の報告概要》

1つ目は、竹野小学校のスクールバスでの児童降ろし忘れ事案について、改めてお伝えします。降ろし忘れの児童は三原区の低学年の児童であり、いつもはお兄ちゃんと一緒に登校・下校しているのですが、その日はお兄ちゃんの学年が学級閉鎖であり、その児童だけで乗っていました。児童は途中で疲れて寝てしまっていたが、豊岡地域の宮島区辺りで目覚めた児童本人が「これは

おかしい」と気付いて、バスのボタンを押し、そのときに初めてスクールバスの運転手が児童の存在に気付いたということです。低学年の児童ですので疲れて寝てしまっていたことは仕方がないのですが、そのまま児童の存在に気付かずに、バスの車庫まで行っていたとすれば、社会問題にもなっているような大変な惨事になりかねなかった事案でした。全但バスに今後の対処方針について求め、改善報告書が3月9日に送られてきました。

まず、途中で空車となったことを確認した際は、その時点の停留所もしくは付近の安全な場所に停車し、車内の最後列まで巡回確認を行い、乗客全員が降車したことを確認し、管理営業所に電話でその旨を報告すること。そして、営業所に帰着後に、そのことを運行管理者と運転者の両方で、そのことが本当かどうかを確認し、記録を残すこと。そうした確認体制にするという内容です。

全但バスからは、運転者の研修をもちろん実施していくのですが、順次、認定こども園・幼稚園も兼用する車両については、乗客の置き去り防止装置の設置について検討していきたいということも聞いています。

この事案が報道された次の日に、竹野地域小中一貫校開設準備委員会があり、その際に竹野南地区の保護者から「人間が起こしたことです、絶対にあってはならないことが起きてしまった。今後の体制をしっかりとしてほしい」とお叱りを受けました。また、これから統廃合を進めていこうとしている寺坂小学校の保護者からも不安の声が上がっていますので、教育委員会としては、この事案を真摯に受け止め、しっかりと対応できるようにバス会社とも確認しながら進めていきたいと考えています。竹野地域ではまだ心配の声もありますので、必要に応じてバス会社にも来ていただき、説明会を開き、しっかりと伝えていただくことも考えており、校長とも相談しながら進めていきたいと思えます。

2つ目は、3月20日に非認知能力向上事業検証会議をオンラインで開催しました。青山学院大学とファシリテーターに、今年1年間を振り返って非認知能力向上事業がどうであったかを検証していただきました。1年間で、演劇ワークショップを行う前後で、また演劇ワークショップの1回目、2回目、3回目それぞれにおいて、子どもたちの非認知能力が向上していることが数値に表れています。

しかしながら、同じ指標で教科の授業の中ではどうだったかも調べましたが、変化はありませんでした。演劇ワークショップを行っているときには変化があるけれども、教科の授業にはまだまだ反映していない、転化されていない実態があります。子どもたちが教科の授業と演劇ワークショップは別物という認識があるのではないかという考察も出ていました。通常の教育活動や授業の中でどのようなことに気を付ければ、演劇ワークショップで得た成果が反映されるのかを来年度の課題にしたいと思えます。そのため、先生たちに「今のファシリテーターの関わりは、こういう意味があります」や「子どもたちのその発言は、このような意味があります」ということを伝えてもらうようなファシリテーターのやり方を考えると聞いていますので、来年度はそうしたことを実践したいと思えます。

来年度は、すべての小学校1年生に加え、演劇ワークショップに取り組みたい学校には手を挙げてもらい、一部の小学校2年生にも広げていくことを考えています。ファシリテーターの人数によれば、9クラスの小学校2年生において取り組んでもらえるのですが、それ以上の16クラスから希望がありました。学校も演劇ワークショップの効果を期待しているのではないかと考えています。

(向井委員)

スクールバスの児童降ろし忘れの件ですが、最初に児童全員を乗せて、最終の三原区まで行ってから順番に子どもたちを降ろしていくのでしょうか。それとも、学校から近いところから降ろしていくのでしょうか。

(教育長)

近いところから児童を降ろしていき、最終が三原区になります。

御又区から三原区までは誰も降りる児童がいませんでした。スクールバスの運転手は、御又区で目視で車内を確認しましたが、その児童の姿が確認できなかったということです。

【日程 第4 議事】

(教育長)

日程第4 議事に移ります。議案第42号 豊岡市教育委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則制定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第42号 豊岡市教育委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則制定について

《教育総務課長の説明概要》

豊岡市教育委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則制定について、資料に基づき説明する。

理由は、豊岡市個人情報保護法施行条例施行規則の制定に伴い、教育委員会規則を廃止するものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

議案第42号 豊岡市教育委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

それでは、議案第42号 豊岡市教育委員会の所管に係る豊岡市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 43 号 豊岡市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令制定について、こども教育課長の説明をお願いします。

○ 議案第43号 豊岡市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令制定について

《こども教育課長の説明概要》

豊岡市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令制定について、資料に基づき説明する。

改正理由は、豊岡市文書取扱規程に入っている規定を、整合をとり、豊岡市立学校文書取扱規程にも同様の規定を追記するものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 43 号 豊岡市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 43 号 豊岡市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 44 号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令制定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第44号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令制定について

《教育総務課長の説明概要》

豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令制定について、資料に基づき説明する。

こども支援センターに関することについて、補助執行により市長部局職員が事務を行う。最終的にこども支援センターの公印は教育委員会で管理しながら、保管を市長部局で行うことに整理した。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(教育総務課長)

こども支援センターに関することの決裁については、権限は教育委員会にあり、教育長が最終的に決裁したり、教育委員会の中で情報共有も行われます。事務を行うことについては、こども支援センターが補助執行します。こども支援センターの公印については、教育委員会で管理しますが、こども支援センターで保管するように整理しました。

組織改編による新設されるこども未来部については、福祉関係やその他のことも入り組んだ部署になりますので、実際に事務を進めていく中では、教育委員会といろいろと情報共有をしないといけない部分があると思っています。

(佐伯委員)

そのように整理されたほうが業務がスムーズになるということですね。

(教育総務課長)

はい。教育委員会とこども支援センターとの情報共有が大切になります。

(向井委員)

権限は教育委員会にあるということでしょうか。

(教育総務課長)

権限は教育委員会にあります。

(教育長)

それでは、議案第 44 号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 44 号 豊岡市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 45 号 豊岡市視聴覚ライブラリーの利用に関する要綱制定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第45号 豊岡市視聴覚ライブラリーの利用に関する要綱制定について

《教育総務課長の説明概要》

制定理由は、2023 年度組織改編により、図書館に関する職務権限を市長から教育委員会に移管することに伴い、必要な事項を定めるものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 45 号 豊岡市視聴覚ライブラリーの利用に関する要綱制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 45 号 豊岡市視聴覚ライブラリーの利用に関する要綱制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 46 号 豊岡市立図書館利用者カード取扱要綱制定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第46号 豊岡市立図書館利用者カード取扱要綱制定について

《教育総務課長の説明概要》

制定理由は、2023 年度組織改編により、図書館に関する職務権限を市長から教育委員会に移管することに伴い、利用に関し必要な事項を定めるものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 46 号 豊岡市立図書館利用者カード取扱要綱制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 46 号 豊岡市立図書館利用者カード取扱要綱制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、第 47 号 豊岡市立図書館資料の弁償に関する取扱要綱制定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第47号 豊岡市立図書館資料の弁償に関する取扱要綱制定について

《教育総務課長の説明概要》

制定理由は、2023 年度組織改編により、図書館に関する職務権限を市長から教育委員会に移管することに伴い、利用に関し必要な事項を定めるものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 47 号 豊岡市立図書館資料の弁償に関する取扱要綱制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 47 号 豊岡市立図書館資料の弁償に関する取扱要綱制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 48 号 豊岡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱を廃止する要綱制定について、こども育成課長の説明をお願いします。

○ 議案第48号 豊岡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱を廃止する要綱制定について

《こども教育課長の説明概要》

廃止理由は、2023 年度組織改編に伴い、市長部局へ移管する事業に係る教育委員会要綱を廃止するためである。

なお、市長部局で同様の要綱を同日付で制定する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 48 号 豊岡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱を廃止する要綱制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 48 号 豊岡市ファミリーサポートセンター事業実施要綱を廃止する要綱制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 49 号 豊岡市養育支援訪問事業実施要綱を廃止する要綱制定について、こども育成課長の説明をお願いします。

○ 議案第49号 豊岡市養育支援訪問事業実施要綱を廃止する要綱制定について

《こども教育課長の説明概要》

廃止理由は、2023 年度組織改編に伴い、市長部局へ移管する事業に係る教育委員会要綱を廃止するためである。

なお、市長部局で同様の要綱を同日付で制定する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 49 号 豊岡市養育支援訪問事業実施要綱を廃止する要綱制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 49 号 豊岡市養育支援訪問事業実施要綱を廃止する要綱制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 50 号 豊岡市竹野地域小中一貫校開設準備委員会設置要綱の一部を改正する要綱制定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第50号 豊岡市竹野地域小中一貫校開設準備委員会設置要綱の一部を改正する要綱制定について

《教育総務課長の説明概要》

改正理由は、2023 年度組織改編に伴い、課名を変更するためである。「こども教育課」を「学校教育課」に変更する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 50 号 豊岡市竹野地域小中一貫校開設準備委員会設置要綱の一部を改正する要綱制定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 50 号 豊岡市竹野地域小中一貫校開設準備委員会設置要綱の一部を改正する要綱制定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 51 号 第 4 次とよおか教育プラン 2023 年度実践計画の策定について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第51号 第4次とよおか教育プラン2023年度実践計画の策定について

《教育総務課長の説明概要》

第 4 次とよおか教育プラン 2023 年度実践計画の策定について、資料に基づき説明する。

とよおか教育プラン 2023 年度実践計画について、検討委員及び教育委員の意見を反映し、最終的な計画案としている。

主な修正点について、ご説明させていただく。

基本方針 1 基本的方向 2 施策①取組 2 「読書活動の習慣化と読書の質の向上をめざした読書活動の推進」について、取組内容を追記した。

基本方針 1 基本的方向 2 の指標「図書館が行うおはなし会等の実施学校園数」について、「2023 目標値」を現状値に近い数値に修正した。

基本方針 1 基本的方向 2 施策②取組 2 「福祉体験活動やボランティア活動など社会体験の機会の充実」について、取組内容を修正した。取組 3 「非認知能力向上のための取組の推進」について、対象を拡大するため、「一部の小学校 2 年生」を追記した。

基本方針 1 基本的方向 3 の指標「新体力テストにおける小学校 5 年生と中学校 2 年生の体力合計点の T 得点」、「体育の授業は楽しいと思う児童生徒の割合」について、現状値及び 2023 目標値を修正した。

基本方針 1 基本的方向 4 のすべての指標の「2023 目標値」について、設定理由を統一し、修正した。

その他、数カ所で文言を修正している。

なお、計画に反映できなかったものについては、取組を進める中で十分意識しながら進めてい

きたい。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(飯田委員)

実践計画になりますので、きっちりと現場が対応できるようなものにしたほうがよいのではないかと思います。実践計画に対する意見について、検討していただきありがとうございました。

(教育長)

その他、ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 51 号 第 4 次とよおか教育プラン 2023 年度実践計画の策定について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 51 号 第 4 次とよおか教育プラン 2023 年度実践計画の策定について、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 52 号 教育財産の用途廃止について（静修小学校）、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第52号 教育財産の用途廃止について（静修小学校）

《教育総務課長の説明概要》

教育財産の用途廃止について（静修小学校）、資料に基づき説明する。

用途廃止理由は、静修小学校は日高小学校と統合しますので、令和 5 年 3 月 31 日で静修小学校を廃止するものである。4 月 1 日からは教育財産から普通財産になる。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 52 号 教育財産の用途廃止について（静修小学校）、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 52 号 教育財産の用途廃止について（静修小学校）、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 53 号 教育財産の用途廃止について（高橋小学校）、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第53号 教育財産の用途廃止について（高橋小学校）

《教育総務課長の説明概要》

教育財産の用途廃止について（高橋小学校）、資料に基づき説明する。

用途廃止理由は、高橋小学校は合橋小学校と統合しますので、令和 5 年 3 月 31 日で高橋小学校を廃止するものである。4 月 1 日からは教育財産から普通財産になる。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 53 号 教育財産の用途廃止について（高橋小学校）、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 53 号 教育財産の用途廃止について（高橋小学校）、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 54 号 教育財産の用途廃止について（高橋認定こども園）、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第54号 教育財産の用途廃止について（高橋認定こども園）

《教育総務課長の説明概要》

教育財産の用途廃止について（高橋認定こども園）、資料に基づき説明する。

用途廃止理由は、高橋認定こども園は合橋認定こども園と統合しますので、令和 5 年 3 月 31

日で高橋認定こども園を廃止するものである。4月1日からは教育財産から普通財産になる。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第54号 教育財産の用途廃止について（高橋認定こども園）、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第54号 教育財産の用途廃止について（高橋認定こども園）、原案のとおり可決します。
続きまして、議案第55号 教育財産の用途廃止について（豊岡ひかり幼稚園）、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第55号 教育財産の用途廃止について（豊岡ひかり幼稚園）

《教育総務課長の説明概要》

教育財産の用途廃止について（豊岡ひかり幼稚園）、資料に基づき説明する。

用途廃止理由は、豊岡ひかり幼稚園は、豊岡めぐみ幼稚園と統合しますので、令和5年3月31日で豊岡ひかり幼稚園を廃止するものである。4月1日からは教育財産から普通財産になる。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第55号 教育財産の用途廃止について（豊岡ひかり幼稚園）、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 55 号 教育財産の用途廃止について（豊岡ひかり幼稚園）、原案のとおり可決します。
続きまして、議案第 56 号 教育財産の用途廃止について（中筋幼稚園）、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第56号 教育財産の用途廃止について（中筋幼稚園）

《教育総務課長の説明概要》

教育財産の用途廃止について（中筋幼稚園）、資料に基づき説明する。

用途廃止理由は、中筋幼稚園は新田幼稚園、神美幼稚園と統合し、認定こども園に移行するため、令和 5 年 3 月 31 日で廃止するものである。

（教育長）

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

（委員）

なし

（教育長）

それでは、議案第 56 号 教育財産の用途廃止について（中筋幼稚園）、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし

（教育長）

議案第 56 号 教育財産の用途廃止について（中筋幼稚園）、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 57 号 教育財産の用途廃止について（三方幼稚園）、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第57号 教育財産の用途廃止について（三方幼稚園）

《教育総務課長の説明概要》

教育財産の用途廃止について（三方幼稚園）、資料に基づき説明する。

用途廃止理由は、三方幼稚園は平成 27 年 3 月 31 日で廃止となっているが、教育財産の台帳を整理している中で廃止できていなかったため、今回廃止するものである。

（教育長）

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

（委員）

なし

(教育長)

それでは、議案第 57 号 教育財産の用途廃止について（三方幼稚園）、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 57 号 教育財産の用途廃止について（三方幼稚園）、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 58 号 教育財産の用途廃止について（府中幼稚園）、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第58号 教育財産の用途廃止について（府中幼稚園）

《教育総務課長の説明概要》

教育財産の用途廃止について（府中幼稚園）、資料に基づき説明する。

用途廃止理由は、府中幼稚園は平成 24 年 3 月 31 日で廃止となっているが、教育財産の台帳を整理している中で廃止できていなかったため、今回廃止するものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 58 号 教育財産の用途廃止について（府中幼稚園）、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 58 号 教育財産の用途廃止について（府中幼稚園）、原案のとおり可決します。

続きまして、議案第 59 号 教育財産の用途廃止について（森本へき地保育園）、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第59号 教育財産の用途廃止について（森本へき地保育園）

《教育総務課長の説明概要》

教育財産の用途廃止について（森本へき地保育園）、資料に基づき説明する。

用途廃止理由は、森本へき地保育園は令和 4 年 3 月 31 日で廃止となっているが、教育財産の

台帳を整理している中で廃止できていなかったため、今回廃止するものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、議案第 59 号 教育財産の用途廃止について（森本へき地保育園）、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(教育長)

議案第 59 号 教育財産の用途廃止について（森本へき地保育園）、原案のとおり可決します。
続きまして、議案第 60 号 八代小学校への小規模特認校導入について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 議案第60号 八代小学校への小規模特認校導入について

《教育総務課長の説明概要》

八代小学校への小規模特認校導入について、資料に基づき説明する。

3月20日の八代小学校小規模特認校導入にかかる教育委員意見交換会を踏まえた、教育委員会としての方針になる。

この計画は、八代小学校に小規模特認校制度を導入するとした場合の特色のある教育内容についての提案や、地区における具体的な取組内容等について、住民自らがまとめ、策定されたものである。

これまでに、八代小学校区では、令和3年6月25日と令和4年6月24日に八代地区区長会長から、令和3年10月1日に八代小学校PTA会長からそれぞれ、八代小学校を小規模特認校とすることについての要望書が提出されている。

今回提出された計画とともに、小規模特認校制度の導入は八代地区の保護者と住民の総意による要望であることを重く受け止め、教育委員会の方針について、以下のとおりとする。

1 教育委員会の考え方は、小規模特認校制度を導入する。(1) 制度の開始年度について、制度の実施（制度利用者の入学・編入）は2024年度からとする。特色のあるカリキュラム等の実践（学校・地区）、制度の周知、授業や地区行事の見学・体験等（学校・地区）、制度利用者の募集（教育委員会・学校）については2023年度から実施する。

(2) 導入理由について、次の事項については、地区として相当な覚悟を持って計画として位置づけられているものであり、評価すべきものである。保護者や地区住民の総意として、この計画を同意し、小規模特認校制度の導入を望んでいる以上、教育委員会として、これを受け止める

必要があると考え、八代小学校に小規模特認校制度を導入する方針とする。ア 八代地区が小規模特認校を導入し、推進していくための組織を設置されたこと、イ 芸術文化観光専門職大学との連携やロボットプログラミングの導入等といった独自の取組を地区自ら企画立案し、実施可能な状態にまで調整されていること、ウ 計画の評価や、小規模特認校導入による成果がなかった場合の対応についても検討されていることである。

(3) 制度における課題について、教育委員会としては、小規模特認校の導入については、次のような課題があると考え。ア 導入により一定の効果を得られている事例はあるものの、多くの学校では複式学級の解消にはつながっていない状況であり、仮に解消できたとしても、一時的・限定的なものとなることが推測されること。イ 他の校区の子どもや保護者が、その学校で学びたいと思えるような、魅力のある教育課程や地区独自の取組が継続的に必要であること。そのためには、学校のみならず地区住民にとっても大きな負担が生じるものであること。ウ 小規模特認校制度を導入し、他の小規模校から制度利用者希望者があらわれた場合、その学校にも児童数減の影響が生じること。

(4) 導入にあたっての付帯意見について、上記の課題に対応するため、八代小学校に小規模特認校制度を導入するにあたっては、次のとおり意見として付する。ア 毎年行うとしている取組の地区での評価については、市教育委員会に結果を報告すること、イ 地区での評価を踏まえ、教育委員会においても別に検証を行い、必要に応じて地区や学校に指導・助言等を行うこと、ウ 小規模特認校制度の効果が得られていない等により、制度の継続を断念することとした場合には、速やかに統合に向けた協議を始めること、エ 統合する場合、豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画に基づき日高小学校とすること、オ 小規模特認校で行う取組について、事例として研究を行い、結果等については他の学校に還元すること、カ 小規模特認校に対する不安が大きい保護者については、教育委員会や学校が相談に応じ、個別に配慮が必要であることである。

参考として、八代小学校を小規模特認校実施計画の概要は次のとおりである。

- 1 目指す姿について、全校児童数が概ね 40 人で、一クラス以上複式学級が解消されている。
- 2 実施期間について、(1) 計画の期間は 6 年間とする、(2) 1 年ごとに保護者や学校の意見を聞きながら八代小学校の未来を考える会で評価を行う、(3) 2025 年度の 3 学期に見直しを行い、その後の実施可否を検討する。
- 3 魅力あるカリキュラムについて、(1) 芸術文化観光専門職大学と連携して演劇教育を授業として行う、(2) レゴブロックによるロボットプログラミング教育を課外授業として、地区が主体となって行う、(3) そのほか、和太鼓、一輪車を授業として、農業体験、自然体験、野外活動を地区の事業として行う（従来の実施内容を継続・拡充）。
- 4 PTA活動の人員不足解消について、八代おもしろネットが地域振興事業の一環として PTA行事に協力する。
- 5 広報活動について、オープンスクールや八代地区の行事等を、八代小学校や八代おもしろネットのホームページに掲載し、校区外の保護者・児童にも参加してもらえるよう周知を行う。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(飯田委員)

先日の意見交換会でいろいろな意見を聞かせてもらいましたので、私なりの思いをお伝えします。

1点目は、全国的に子どもの数が減り、豊岡の子どもも減少している状況をお聞きし、改めて、八代地区に小規模特認校を設けて、子どもが集まってくる可能性があるのか疑問を持っています。

2点目は、子どもたちが公平・平等に、なおかつ自分たちのやりたいことがしっかりとできるような環境を作る、それが私たち教育委員会の役割であると思っており、小規模特認校でそうしたことが担保できるのか疑問があります。

3点目は、通学に関する問題です。保護者が担うようですが、日高小学校と統合した場合、十分に通学可能な距離だと思っています。統合する学校との距離が相当離れている場合は理解できませんが、その点でも日高小学校と統合できる条件は整っていると思います。

4点目は、芸術文化観光専門職大学は確かによい学校で豊岡市も喜んでいますが、このことは、八代地区だけではなく、豊岡市全体、県全体が専門職大学を自分たちの財産として、一緒になってまちづくりをしていこう、教育を進めていこうという観点だと思います。八代地区だけが特別な授業になるとは考えていません。

以上の4点の問題点を挙げ、この方針で行くことにはいかがなものかと思っており、反対します。

(教育長)

他の委員の皆さんはいかがでしょう。

(成田委員)

八代小学校への小規模特認校導入については、私もずっと関わってきて、いろいろな協議の場に出席させていただきました。大きな学校統合という理念で、豊岡市が進めてきたことも確かにあります。その中で、地域の方々が一つひとつ可能性を真摯に話し合われた姿を非常に感動的に捉えています。できないことを一つ一つクリアされてきました。何よりも、導入に当たっての付帯意見で「小規模特認校制度の効果が得られていない等により、制度の継続を断念することとした場合には、速やかに統合に向けた協議を始めること」との文言が入っています。そうなってしまうことはよくないことだと思いますが、未知の部分もあると思います。教育というのは、地域力がなくてはやっていけないことだと思います。いずれの地域においても、そうした力を持った地域が育っているのか疑問に思いますが、いろいろな過程でこの地域ならやっていけるのではないかと確信を持ちました。私はこの方針で進めていくことについて、賛成したいと思います。

(佐伯委員)

いろいろ不安に思うところはありますが、地域の皆さんや八代地区の皆さんの気持ちはとても大きいものだと感じ取ることができました。導入にあたっての付帯意見に「小規模特認校に対する不安が大きい保護者については、教育委員会や学校が相談に応じ、個別に配慮が必要であること」と大事なことが明記されています。このことが明記されていますので、私は賛成したいと思います。

(向井委員)

方針に「小規模特認校の導入は八代地区の保護者と住民の総意による要望であることを重く受け止め」とありますが、八代小学校小規模特認校実施計画書を見ていると、かなりの地域の方の協力がないと成り立たないことばかりだと思います。そのことが不安材料となっていますので、私は今の段階では賛成できません。

(教育長)

皆さんの意見を整理します。賛成の意見については理解しました。反対の意見については、1つ目は子どもが増えていく可能性の問題、2つ目は公平・公正な視点で、子どもの人数減少の対策を講じなければならない、3つ目はあまり距離が離れていないので、日高小学校と統合しても通学できる範囲ではないか、4つ目は芸術文化観光専門職大学との連携等は八代地区に限ったものではなく、豊岡市全体が享受していくべきではないか、5つ目は地域の協力が果たして得られるか、これら5つのことが挙がっています。

それでは、これらのことについて、担当部署の教育総務課から説明があればお願いします。

(教育総務課長)

当初、市議会でも、都市部と山間部のように、学校環境に極端な差がなければ特認校導入は難しいだろうと言われてきた中で、事務局では「持続可能性があるか」や「地域で計画に基づく内容をどれくらい取り組めるか」などの約6項目を見て、判断すべきと考えていました。地域で八代小学校小規模特認校実施計画を作られる中で、ワークショップ等を開催し、「協力しよう」、「一緒に取り組もう」などの期待感を持つ地域の方々が増えてきたと思います。反対に、地域の方々の中には学校を残したいという視点もあったと思います。

担当部署としては、地区はこれまでから地区と学校との連携をずっと大切にされてきており、特認校導入にチャレンジせずに他校と統合することには賛同いただけないだろうと受け止めました。

約6項目の基準に照らすと、その項目がクリアできるのか、難しいのではないかと事務局では考えていましたが、実施計画に芸術文化観光専門職大学と連携する内容を盛り込まれたり、いろいろと地区内を調整し、意識を高めてこられました。この実施計画を作ることに努力されてきた経過を見ていると、まず地区で実施計画に取り組まれることを大切に考えるべきだと思いますし、ここまでまとめてこられた実施計画の内容を評価させていただくことがよいのではないかと感じています。

(教育長)

教育総務課学校再編推進室から補足説明があればお願いします。

(教育総務課学校再編推進室長)

私もここまで地区は相当の覚悟を持って決めておられると思います。当初はやはり、反対の意見の方もおられました。理由として、地区で小規模特認校を導入しようとしたときに、具体的な計画案がないため、反対の意見を示されたと把握しています。八代小学校小規模特認校実施計画を作られる過程で、具体的な案が出て、保護者も含めてチャレンジしてみよう、挑戦してみよ

うと意思を示されている以上、仮に導入に反対し、統合の方向に進めていったとしても、今度は統合に賛同していただけないのではないかと危惧します。よって、地域の方の意見を尊重させていただくことがよいと考えています。

(教育長)

他の委員の意見や担当部署の説明がありましたが、飯田委員、向井委員、いかがでしょうか。

(飯田委員)

実施計画書としては、非常によく書かれています。現実には具現化できるのか不安があります。現在の多様化社会で、それぞれのコミュニティが、自治会が一つになれるのか非常に大きな課題があります。まず家庭があり、家庭を中心に回っているのが社会であるため、そうした状況の中で地域の輪、コミュニティの輪となっていけるのか疑問に思います。学校や子どもが犠牲になることは避けたいので、「子ども」に主眼を置いて考えなければなりません。この実施計画書をより具現化できるようにしなければならぬと考えています。

地区としては一生懸命頑張っているにもかかわらず、この計画が地区民に広く浸透していないと感じました。そのことが課題だと思っています。まず、区やコミュニティが一枚岩となって動いてもらうことがベターですが、今はまだそう感じていません。そうした観点から総合的に判断すると、少し無理があるのではないかと感じています。

(向井委員)

地域の方の協力がどれだけ得られるのか、そのことに一番不安を感じています。計画書もきちんと提出されており、概ね理解できます。ただ、計画が決まったあと、本当に地域一丸となって協力が得られるのか、子どもが犠牲にならないかという心配が残ります。

(教育長)

教育委員の皆さんの意見をお聞きしました。外からどれぐらいの子どもが八代小学校に入ってくるか不安はあります。はじめのころ、地区では、子どもたちが二の次になっているような話し合いがありましたので、そのときには、私も地区の計画には反対の思いでしたが、八代小学校の未来を考える会会長を中心として、非常に冷静に話し合いが進んでいき、一つ一つ課題を解消するにはどうすればよいのかを丁寧に説明してこられるようになり、徐々に八代小学校の未来を考える会の本気度が伝わってきました。

先ほど教育委員が言われたように「教育というのは、地域の力がなくてはやっていけない」ため、コミュニティスクールが設立されました。100%の地区住民が諸手を挙げて賛成するような政策はおそらくできないだろうと思います。そして、小規模特認校導入は地区の保護者と住民の総意による要望であり、PTAからも賛同を得られており、ここに来るまでにはかなりの努力があったと思います。これから八代地区の子どもたちは自分たちで見守っていくという意志に期待したいと思います。

この施策は万能ではないですし、子どもたちにどのように影響があるのか分からない部分もあります。ただ、豊岡市が抱える今一番の課題は不登校です。ある一定規模の多様な学びの中で教育を受けることは、もちろん大切ですが、そうした教育になじめない子どもたちがおり、不登校

という意思表示を表しています。そうした子どもたちが小規模特認校ならば、居場所を見つけられるかもしれないという期待を持つことができます。そうすると、八代小学校での教育が他の学校にも転用できるかもしれません。教育のことですので、子どもたちにとってどうなのかを第一に考え、判断しなければなりません。私の期待が理想で終わるかもしれませんが、当初の地区における特認校検討のスタート時と比べると、随分子どもたちに寄り沿った内容になってきていると判断します。飯田委員のご意見は理解できますし、心配な面はありますが、教育委員会としては、計画に保護者と住民が賛同したこと、地区がここまで努力し、コミュニティスクールを学校と一緒に立ち上げ、その中で政策展開が本当によいのかどうか議論を重ねながら実践し、持続可能な形で実践していくけれども、うまくいかないこともあるかもしれません。よって、子どもたちが犠牲にならないためにも実施期限を決めたいと思います。来年1年間募集し、2年間の教育効果を終えた際には、次年度どうするのかを教育委員会で検証していきたいと思っています。

今回、教育長としては、方針のとおり進めさせていただきたいと考えます。「地区の方たちで進めていけばよい、特認校のことについて教育委員会は関与しない」とならないよう、また子どもが犠牲にならないよう、教育委員会も一緒に責任を負わなければなりません。その覚悟で私も発言しています。他の教育委員の皆さんもそうだと思います。

飯田委員、どうでしょうか。

(飯田委員)

最終的には、地区の皆さんがどれだけ責任を持って、しっかりと学校を作っていただけるのかということだけです。そのことさえしっかりと抑えていただければ、計画そのものは悪いことではないと考えます。実際、計画しておられることは、私たちがむしろ取り組んでほしい内容です。体験活動等は、とてもよいことですので、ぜひ地区の皆さんで取り組んでいただきたいです。以前から私はそのことを申しており、その気持ちは現在も変わっていません。

(教育長)

私も同じ思いです。「はい、決まりました。やれやれ」ということではなく「ここからがスタートだ。ここからが本当の勝負のステージになる」ことを地区の方にも、学校にも伝えながら、今回、この方針を承認していただきたいと思いますが、よろしいですか。

(委員)

異議なし

(佐伯委員)

「言い出しにくい」、「言えばどうなるだろう」という不安を抱える保護者や子どももおられると思います。先ほども話しましたが、「個別に配慮が必要である」という文言が明記されていますので、「教育委員会や学校に気兼ねなく、何でも相談してください」のようなメッセージも付していただきたいと思います。

(教育長)

分かりました。「言えない」や「どうせ言っても仕方がない」などの認識が学校にとって一番よくないことですので、そのことについてはしっかりと学校に伝えていきたいと思えます。

それでは、八代小学校への小規模特認校導入について、方針のとおり進めていくこととします。

続きまして、議事（報告）に移ります。報告第 39 号 令和 5 年 3 月市議会答弁概要について、教育次長の説明をお願いします。

○ 報告第39号 令和5年3月市議会答弁概要について

《教育次長の説明概要》

令和 5 年 3 月市議会答弁概要について、資料に基づき説明する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、令和 5 年 3 月市議会答弁概要について、ご承知おきください。

続きまして、報告第 40 号 寄附物件の受納について、教育総務課長の説明をお願いします。

○ 報告第40号 寄附物件の受納について

《教育総務課長の説明概要》

寄附物件の受納について、資料に基づき説明する。

団体 11 件、個人 1 件、合計 12 件の寄附申出があり、これを受納したので報告する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、寄附物件の受納を行ったことをご承知おきください。

続きまして、報告第 41 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱制定について、こども教育課長の説明をお願いします。

○ 報告第41号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱制定について

《こども教育課長の説明概要》

改正理由は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 17 条第 4 項の規定に基づき、共済

掛金のうち、市立学校の児童又は生徒の保護者が負担する金額について、必要な事項を定めるものである。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の保護者負担額に関する要綱制定を行ったことをご承知おきください。

【日程 第5 協議事項】

(教育長)

日程第5 協議事項に移ります。協議事項1 第2期豊岡市スポーツ推進計画(案)にかかる意見聴取について、文化・スポーツ振興課長の説明をお願いします。

1 第2期豊岡市スポーツ推進計画(案)にかかる意見聴取について

《文化・スポーツ振興課長の説明概要》

第2期豊岡市スポーツ推進計画(案)にかかる意見聴取について、資料に基づき説明する。

概要について、2022年3月、2022年4月に国、県のスポーツ推進に関わる計画が修正されたため、豊岡市においても今後10年間の第2期豊岡市スポーツ推進計画を作成した。これらの計画は、スポーツ基本法第10条に定めがあり、地方スポーツ推進計画の修正等に当たっては、教育委員会の意見を聞かなくてはならないため、意見聴取するものである。

1期目のスポーツ推進計画に掲げた「8つの基本的な取組み」について変更は行わず、「8つの基本的な取組み」の中に新たな視点を盛り込んでいる。

主な修正内容は、以下のとおりである。

1 計画の概要に関する修正内容は、計画の目的や位置付け等に関し、所要の修正を行った。

2 市におけるスポーツの現状と今後の課題に関する修正内容は、数値データ等について時点修正した。各種スポーツ団体や事業等について、現状を踏まえ課題を整理した。スポーツにおけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)並びにジェンダーギャップの解消の取り組みの必要性について明記した。

3 計画の基本理念・基本方針と体系に関する修正内容は、本市の「スポーツの推進」に関する戦略体系図を示し、その中であるべき姿として「スポーツを親しむ人が増えている」という状況の達成に向かって、取り組むべき主要手段、具体的手段を示した。

4 生涯スポーツ推進に向けての取組みに関する修正内容は、計画(案)に示す基本理念・基本方針に示す8つの取組みを実現するための「基本的な取組み」や「今後の具体的施策の展開」について、戦略体系図に示す手段等に基づくものであることを明示したうえで、基本方針の実現に向けた個々の取組みに関し、主に次の点を新たに加えた。

(1) 子どもがスポーツに親しむ機会の充実について、これまでスポーツに関わりのなかった子どもたちへのスポーツ機会の提供等に関し、スポーツクラブ 21 の活動内容の検討を行うこと。

(2) 子どものスポーツ活動を支える環境づくりについて、「中学校運動部活動のあり方検討」として、生徒の多様なニーズに応え運動部活動を推進するために、複数校合同でのクラブ活動の実施や、休日運動部活動に係る地域との連携・協力、地域移行に係る組織体制、人材確保や指導者育成に取り組むための体制づくりに努めること。

(3) 身近な地域で気軽に参加できるスポーツ機会の創出について、スポーツ推進委員会が障害者スポーツ指導員と連携した「障害者スポーツの体験や普及促進」に努めること。スポーツ推進委員会と各地域コミュニティ組織等が連携したスポーツ事業の実施について検討すること。

(4) スポーツクラブ 21 を中心とした地域スポーツの拠点づくりについて、クラブ単独での取り組み以外にも、地域コミュニティ組織や地域内他組織などと連携を強化することにより、相互の負担軽減にも配慮しつつ、活動の活性化に取り組むこと。

(5) 市立スポーツ施設等の利便性の向上と有効活用について、「豊岡市体育施設等個別施設計画」に基づき、今後も使い続ける施設は、計画的に修繕、改修を行う予防保全を図ること、また、施設の長寿命化、機能集約による保有量の削減、大規模改修や建替のタイミングをとらえた再編などを図ることにより、施設を安全・安心に利用できる環境を整えるとともに、限りある財源の有効活用に努めること。施設の利用申請等の DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、利便性の向上と事務の効率化の両立に取り組むこと。（利用申請、利用料金の支払い、許可書の発行や空き状況の検索等のオンラインシステム化の研究・検討）

(6) 人材を育成する体制の確立、指導者の資質向上と活動環境の改善について、運動部活動の地域移行を見据え、地域のスポーツ指導者の育成策として、種目別競技団体等との連携により、専門的能力を持つ有資格者の育成を図る体制づくり、研修機会等の充実に取り組むこと。

(7) 施設情報の発信による利用促進について、市ホームページ上での一元的な情報発信など市立スポーツ施設についての必要な情報が入手できるようスポーツ関連ページの整理・充実に努めること。

(8) スポーツ関係団体の組織強化と連携について、スポーツ推進委員会活動が、スポーツを通して地域コミュニティの強化に資する取り組みとなるよう地域コミュニティ組織との連携促進を図ること。

(9) 障害者スポーツ関係団体との連携について、障害のある人も、楽しくスポーツに親しむことができる環境の整備を、市の障害福祉部門や団体、スポーツ推進委員会が連携して取り組むこと。

(10) スポーツツーリズムの推進について、スポーツツーリズムに関する情報を、施設情報と合わせ一元的な発信を検討すること。コミュニティ・ツーリズムの取り組み「ネオカル TOYOOKA」（ウェルビーイング型体験カルチャー）の推進のため、「豊岡らしさを取り入れたスポーツをはじめ、市内の観光コンテンツに、健康機能を付加した体験を提供すること。

「ネオカル TOYOOKA」（ウェルビーイング型体験カルチャー）とは、専門職大学と豊岡市が一緒になって、健康・スポーツ・文化などの様々な分野で、一過性の観光ではなくて、地域を、豊岡を好きになっていただいて、地域の方とふれ合いながら、長期滞在をしていただくようなことの狙いで、取り組んでおられる。

5 期待される役割と計画の評価に関する修正内容は、協働における各主体の役割について現状に即し修正するとともに、計画の評価手法については、豊岡市スポーツ推進計画懇話会を設置

し、助言を含めた計画の進行管理を行うこととした。

また、事前に教育委員からも意見をいただいております、主なものへの回答を説明させていただく。スポーツ推進委員会の役割等について、計画（案）の「各主体の期待される役割」において明記している。

スポーツクラブの位置付けについて、スポーツクラブ 21 に関する課題は小学校の統廃合、休日部活動の地域移行等の課題を踏まえ検討が必要と考えている。

放課後子ども教室について、児童数の関係から年々実施日数が縮小しているため、計画から記述を削除している。

（教育長）

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

（向井委員）

市立スポーツ施設等の利便性の向上と有効活用において、竹野B&G海洋センターの存続についてはどのようにお考えでしょうか。

（文化・スポーツ振興課長）

竹野B&G海洋センターは、個別施設計画では施設が使えなくなれば大規模改修をするのではなく、廃止することになっています。なお、現在、竹野地域の小中一貫校のことが協議されていますので、その中で施設を頑張って維持し、竹野小学校のプールとして使っていくという選択肢はあると考えます。

ただ、文化・スポーツ振興課としては、財源が厳しいため、今のところ、個別施設計画のとおり、竹野B&G海洋センターの施設は使えなくなるまで使用し、使用が難しくなってくると老朽化により危険になりますので廃止する考えを持っています。

（向井委員）

施設一体型小中一貫校になると、竹野小学校の体育館がなくなります。竹野地域には竹野多目的屋内運動広場や中竹野ふるさと館の体育館施設がありますが、竹野浜地区は竹野B&G海洋センターがなくなれば、体育館施設がなくなってしまう。小中一貫校の協議においても、竹野小学校の体育館がなくなり、竹野中学校の体育館施設だけになることが課題になっていると思います。体育館施設もなくなり、また跡地がどうなるのかという問題もあります。竹野B&G海洋センターの存続については前向きに考えていただければと思います。

（文化・スポーツ振興課長）

文化・スポーツ振興課としては、施設については、今後老朽化していきますので、個別施設計画に則り、人口減少や使用状況などを勘案し、残すべきものは維持し、大規模改修をし長寿命化を図っていくこととしています。また、他に類似する施設があれば、そちらも有効に活用していただければと思います。

（飯田委員）

今、学校の統廃合が進んでいる中、各小学校区単位でスポーツクラブがあり、学校の体育館がスポーツクラブの活動場所になっています。スポーツクラブがスポーツの活動ができるように調整していただければと思います。また、統廃合によって、スポーツクラブも拡充するような観点での議論が必要ではないかと思っています。

(教育長)

その他、ご質問等はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、教育委員の皆さんの意見を参考に、事務局で調整をお願いします。

続きまして、協議事項2 第2期豊岡市文化芸術振興計画(案)にかかる意見聴取について、文化・スポーツ振興課参事の説明をお願いします。

2 第2期豊岡市文化芸術振興計画(案)にかかる意見聴取について

《文化・スポーツ振興課参事の説明概要》

第2期豊岡市文化芸術振興計画(案)にかかる意見聴取について、資料に基づき説明する。

3月20日の教育委員意見交換会終了後、計画(案)を配布し、説明させていただいた。その中で教育委員の皆さんから意見をいただいたので、それに対して回答させていただく。

まず、「文化・芸術・スポーツの関係で、今一番大事なことは部活動の地域移行だが、そのことが計画には記載されていない」との意見について、この計画は、第1期計画を策定したときに豊岡市の地域創生総合戦略の柱となっており、人口減少対策の柱である。今回の第2期計画についても、そうしたものの柱となっている。担当課として、部活動の地域移行については、重要なことと考えている。運動部活動の地域移行と併せて、文化部活動の地域移行についても考えなければならない。

次に、「主要ターゲットと手段の設定を決め進めていくことはよいが、そのことの理解が各世代に広がっていくことを望む」との意見をいただいた。取組が広い世代に理解いただけるよう展開していきたいと考える。

「常に評価をしながら、推進していくことを望む」との意見をいただいた。第2期豊岡市文化芸術振興計画は5年間の計画になるが、豊岡市文化芸術振興計画策定委員会アドバイザーの芸術文化観光専門職大学の藤野副学長から「時点修正や検証は必要である」との意見をいただいているので、2年もしくは3年経過した後一度検証が必要であると考えている。

それから「古来から伝えられている大切なものを大事にしてほしい」「合併後、新たな取組が創造され、足元にある文化物が置き去りにされたように市民は感じているのではないか」との意見について、市民の文化芸術活動は重要なものであると認識しているため、足元にある文化物が置き去りにならないよう、理解促進や事業展開していきたい。

「教育と文化を同一に考えるのはどうか、演劇的手法は教育の手法である」との意見について、演劇的手法やコミュニケーション教育は、豊岡市の特徴的な取組であり、他の自治体にはない取

組になるため、計画の中に記載している。

「豊岡市芸術文化参与の設置について、計画に記載するのはどうか」との意見をいただいた。豊岡市の文化・芸術について専門人材の知見を市の文化・芸術施策に反映させる仕組みは、市独自の取組だと認識しているため、計画に記載している。

「参考資料「豊岡の宝もの」について、掲載していないものを追記してほしい」との意見をいただいた。「豊岡の宝もの」については豊岡市歴史基本文化構想からの出典となるため、豊岡市歴史基本文化構想に変更がない限りは継続し、掲載したい。なお、豊岡市歴史文化基本構想は2026年に改訂のため、その際に記載内容について、他の地域も含めて検証させていただきたい。そのほかに、表記誤りについて、訂正している。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(飯田委員)

各地域で昔から守られてきている文化関係については、計画に記載されなくてもよいので、市歴史文化基本構想の中でも大事に守られていっていただきたいです。特に、豊岡市には法花寺万歳や国内でも非常に有名な神鍋のスコリヤ層があります。また、日高地域の岩倉古墳群から矢じり等がたくさん出土したのですが、日高地域でも知っている人は少ないです。日高地域にもよいものがたくさんあります。

(文化・スポーツ振興課参事)

豊岡市文化芸術振興計画は、地方創生に特化した計画としており、地域の文化については、文化財が中心になりますが、豊岡市歴史文化基本構想の中で記載しています。例えば、法花寺万歳や出石地域の槍振りなどたくさんものを記載しています。

(向井委員)

主要手段④に「子どもたちが優れた芸術に触れ、豊岡で世界と出会っている」とありますが、豊岡市はなかなか直に触れることが難しい土地柄だと思います。内容に「子どもと保護者が一緒に文化芸術を鑑賞できる機会を増やすことにより、家族のつながりの強化にも寄与します」とありますが、なかなか難しいことだと思いますので、ぜひ多くの子どもたちに多くの機会をいただければありがたいと思います。

それから、アートシーズンや演劇祭等、いろいろなことを企画・実践されていることは、とても素晴らしいことだと思います。外部への発信について、SNS等でも周知されており、集客率もかなりよくなっていると思いますが、市民への周知がまだ足りないのではないかと感じます。

(文化・スポーツ振興課参事)

4月1日から、組織改編により、スポーツ及び文化、観光が一つになり、観光文化部になります。観光文化部で、豊岡演劇祭2023やおんぶの祭典、小学校6年生に対しての狂言教室、小学校2年生に対してのサンタクロース会議などを実施します。

市民に対しては、情報を届けていたつもりでしたが、周知が足りなかったのかもしれない。

来年度、その辺を検討し、できるだけ多くの方に情報を届けられるように努力したいと思います。

(成田委員)

飯田委員が言われた意見につきましても、常々思っていることです。伝統文化を市の施策の中で具体的にどのように守っていくのかについては課題でありますので、またいろいろな場面で提案させてもらえればと思っています。

(教育長)

その他、ご質問等はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

それでは、教育委員の皆さんの意見を参考に、事務局で調整をお願いします。

【日程 第6 教育委員会事務局の報告】

(教育長)

日程第6 教育委員会事務局の報告に移ります。こども教育課 (1) 生徒指導について、こども教育課長の説明をお願いします。

1 こども教育課

(1) 生徒指導について

《こども教育課長の説明概要》

生徒指導について、資料に基づき説明する。

(教育長)

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(委員)

なし

(教育長)

続きまして、(2) 令和5年度入学式(入園式)の出席者について、こども教育課長の説明をお願いします。

(2) 令和5年度入学式(入園式)の出席者について

《こども教育課長の説明概要》

令和5年度入学式(入園式)の出席者について、資料に基づき説明する。

来年度の入学式及び入園式の日程は、小中学校は4月10日(月)で、午前中が小学校、午後

が中学校の予定である。幼稚園・認定こども園は、4月12日（水）である。

（教育長）

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

（委員）

なし

（教育長）

それでは、(3) 豊岡市こども支援センター活動状況報告について、こども支援センター所長の説明をお願いします。

(3) 豊岡市こども支援センター活動状況報告について

《こども支援センター所長の説明概要》

豊岡市こども支援センター活動状況報告について、資料に基づき説明する。

不登校の取組状況は、通級児童生徒数は実数17人、延べ94人である。教育相談は、不登校相談など8人が利用した。

特別支援の取組状況は、電話相談25件、来所や学校園を訪問しての相談80件、検査29件を実施した。

家庭児童相談の取組状況は、2月の虐待通告では、身体的・心理的虐待のケースで、2世帯、4人の子どもの通告があった。保護者面談を実施し、現在、指導継続中である。家庭相談員が対応した件数は493件、家庭訪問は33件実施した。個別支援会議は2件で、2人の子どもについて支援方針を協議した。

（教育長）

ご質問やご意見はありませんでしょうか。

（委員）

なし

（教育長）

これで各課からの報告を終了します。

【日程 第7 委員活動報告】

（教育長）

日程第7 委員活動報告に移ります。

（飯田委員）

子どもの人数の多い学校と小規模の学校園の卒業式・卒園式に出席させていただき、非常に勉強になりました。豊岡北中学校は大人数であり、非常に規律正しく、節度もあり、大変よい卒業

式でした。

寺坂小学校は2人だけの卒業式であり、その中で印象に残ったことがあります。児童が6年間を振り返り、発表しました。その児童は「1年生は希望を持って、小学校に入りましたが、2年生になると複式学級になってとてもショックでした」と話していました。子どもの率直な意見を聞くことができ、やはり教育にはある程度の人数が必要だと思いました。先生の子どもへの対応はほぼマンツーマンでしたので、お互いの信頼関係はしっかり築けていたと思いますが、子どもの将来を考えた場合、それが本当によかったのだろうかという疑問を感じました。

神美幼稚園は1人欠席し、4人の卒園式でした。とても温かい雰囲気の中、子どもたちはとても元気で楽しそうに卒園式を迎えていました。幼児期の後期は、親や先生から少し離れて社会性を身に付ける時期になりますので、そうした環境を作ることが大事だと思いました。大きな学校と小規模の学校園の卒業式・卒園式を見て、大変勉強になりました。今後の私の活動にも生かしていきたいと思いました。

(向井委員)

卒業式・卒園式に出席しました。豊岡市の子どもたちは、先生方の大きな愛情に包まれ、旅立っていくのだなと改めて感じることができ、大変感動しました。

城崎中学校では、卒業する男子生徒の「常に笑顔でいることを基本にし、コロナ禍で今までどおりにはいかないことばかりで、すべて一から考えて形にしていくことに感動を覚えました。先生方が常に同じ目線で、一緒に考えてくれたことに感謝しています」という内容の答辞に感動しました。

中筋幼稚園は3人の卒園式でした。園には障害のある園児が1人おられ、日頃から時々療育に通われることがあり、さらにもう1人の園児が休むとなると、園に園児が1人だけになってしまうことがあったようです。そのような環境では、コミュニケーションを取ったり、社会性を身に付けたりすることは難しいと思いました。

城崎小学校では、1・2年生は教室からリモートにより卒業生を送り、3年生から5年生は卒業式へ出席していました。在校生に送られるのは、よいものだと思いました。式辞の中で、校長先生が前日にあったWBCについて触れられていました。「日頃から、村上選手はどんなに不振でも、次の日は笑顔で前向きにということを中心に心掛けているので、そのことがヒットにつながった。辛いことがあっても、平常心を忘れず、笑顔で前向きに進んでほしい」という言葉を送られたことが印象的でした。

(佐伯委員)

竹野中学校、新田小学校、豊岡めぐみ幼稚園の卒業式・卒園式に行かせていただきました。竹野中学校は卒業式の前日に、校長先生が思いのたけを卒業生に話されたそうです。とても感動するお話で、卒業生は皆聞き入っていたと報告を受けました。

新田小学校は、校長先生が「卒業式の前日の練習後に、卒業生が率先し、今年度で退任する私と2人の先生たちの卒業式を企画し進めており、大変感動した。最高学年として、リーダーシップを取って、本当によく動いてくれる6年生でした」と話されていました。

豊岡めぐみ幼稚園では、閉園式が行われました。評議員が60数年前に卒園されたOBで、豊岡めぐみ幼稚園に飾られている絵を一つとっても「この木はめぐみ幼稚園の〇〇にあった木で、

それを題材に描かれている」や「幼稚園の園歌はこうした思いで作られた歌です」、「ホールの中に飾られている桃太郎等の物語の絵は、なぜここに飾られているのか」など、豊岡めぐみ幼稚園の古い話をたくさん話されました。園長先生や保護者はもちろん、誰も知らないことばかりであり、会場の皆が大変感動するようなどともよい話を聞かせていただきました。とても感動する卒業式、卒園式でした。

また、春夏秋冬と、この1年をかけて、嶋教育長にFMジャングルのラジオに出演していただき、豊岡市の教育を語っていただく時間を取りました。但馬地域の各市町の教育を見せてもらいましたが、自分の子どもが豊岡市で教育を受けさせていただいてよかったですと思います。嶋教育長には、ぜひ豊岡市の教育の取組みを発信していただきたいと思います。

(成田委員)

高橋小学校、新田幼稚園、但東中学校の卒業式・卒園式に行かせていただきました。それぞれに事情があり、高橋小学校についてはこの3月で学校がなくなる最後の卒業生になりますし、新田幼稚園も統合するため、3月で閉園になる最後の卒園式になりました。それぞれの子どもたちが夢を持って、次に進んでいくことを強く感じた卒業式でした。私としては、卒業する子どもたちの夢が広がり、うまく進んでいってくれることを願うばかりです。

新田幼稚園の卒園式のとき、小学校児童がたくさん幼稚園に集まってきていました。ほとんどの児童が新田幼稚園に通っていたと思います。小学校児童たちは、その場に一緒におり、思いを共有する、その場面に出会うことができました。

もう一つは、幼稚園での英語遊び巡回指導を見せていただきました。こんなに子どもたちが喜んでいることはほかにはないと思えるほどに、喜び頑張っていました。子どもたちが窓に顔を並べて、英語の指導員を待っているのです。始まると、大変楽しい英語遊びが展開されており、とても素晴らしいと思いました。

【日程 第8 教育委員会活動予定】

(教育長)

続きまして、日程第8 教育委員会活動予定に移ります。会議予定や今後の活動について、事務局の説明をお願いします。

1 次回教育委員会会議の日程について

《教育総務課教育総務係長の説明概要》

来年度第1回定例教育委員会会議は、4月20日（木）午前10時00分から、本庁舎3階庁議室で、第2回定例教育委員会会議は、5月17日（水）午前9時30分から、本庁舎2階大会議室で開催する。

2 今後の活動・行事予定

《教育総務課教育総務係長の説明概要》

今後の活動・行事予定について、資料に基づき説明する。

(教育長)

以上で日程は終了となりますが、全体を通して何かありませんか。

それでは、次回の教育委員会会議は、4月20日（木）午前10時から、本庁舎3階庁議室で開催します。

これをもちまして、第12回定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後5時10分

この会議録は、会議の内容と相違ないことを証します。

2023年3月24日

教育長

委員